

を加え、同条第三号を次のように改める。

三 育児休業をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児休業に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

第三条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限り。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したと（当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。

第五条第一号中「育児休業に係る」を「職員が育児休業により養育している」に、「職員」を「当該職員」に改める。

第十二条を第二十五条とする。

第十一条に見出しとして「（部分休業の承認の取消事由）」を付し、同条中「第五条」を「第十三条」に改め、同条を第二十四条とする。

第十条に見出しとして「（部分休業をしている職員の給与の取扱い）」を付し、同条を第二十三条とする。

第九条の見出しを「（部分休業の承認）」に改め、同条中「、一日を通じて二時間（職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年佐賀県条例第十八号）第二十一条の規定による育児休業を承認されている職員については、二時間から当該育児休業の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条に次の一項を加え、同条を第二十二条とする。

2 勤務時間条例第二十一条の規定による育児休業を承認されている職員に對する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児休業の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

第八条中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改め、同条第一号中「（昭和二十五年法律第二百六十一号）」を削り、同条第三号中「部分休業をしようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第二十一条とする。

二 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

第七条に見出しとして「（育児休業をした職員の退職手当の取扱い）」を付し、同条第一項中「第五十九号」の下に「。以下「退職手当条例」という。」を加え、同条第二項中「佐賀県職員の退職手当に関する条例」を「退職手当条例」に改め、同条を第九条とし、同条の次に次の十一条を加える。

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第十条 育児休業法第十条第一項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 非常勤職員

二 臨時的に任用される職員

三 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて採用された職員

四 佐賀県職員の定年等に関する条例第四条第一項又は第二項の規定により引き続き勤務している職員

五 育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、

配偶者が育児休業法その他の法律により育児休業をしている職員

六 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養

育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して一年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

**第十一条** 育児休業法第十条第一項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め若しくは出産したことに従い当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第十三条第二号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。

二 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。

三 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。

四 育児短時間勤務の承認が、第十三条第三号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。

五 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限る。)が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方

法により養育したこと(当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

六 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第十条第五号の条例で定める勤務の形態)

**第十二条** 育児休業法第十条第一項第五号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号。以下「勤務時間条例」という。)第四条第一項の規定の適用を受ける職員の次に掲げる勤務の形態(勤務日が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、一回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。)とする。

一 四週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

二 四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合の日を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

(育児短時間勤務の承認の取消事由)

**第十三条** 育児休業法第十二条において準用する同法第五条第二項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。

二 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子

<p>県職員給与条例第十条第 十二項及び学校職員給与 条例第六条第十二項</p>	<p>とする</p>	<p>決定する</p>	<p>以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。 三 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。 (育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情) 第十四条 育児休業法第十七条の条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。 一 過員を生ずること。 二 当該育児短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員(育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。 (育児短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例) 第十五条 育児短時間勤務をしている職員(以下この条及び次条において「育児短時間勤務職員」という。)についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>
<p>再任用短時間</p>	<p>とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額 に、勤務時間条例第二条第二項の規定 により定められたその者の勤務時間を 同条第一項に規定する勤務時間で除し て得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額 に、勤務時間条例第二条第二項の規定 により定められたその者の勤務時間を 同条第一項に規定する勤務時間で除し て得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする</p>
<p>地方公務員の育児休業等に関する法律</p>	<p>に、算出率を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額 に、勤務時間条例第二条第二項の規定 により定められたその者の勤務時間を 同条第一項に規定する勤務時間で除し て得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする</p>	<p>決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額 に、勤務時間条例第二条第二項の規定 により定められたその者の勤務時間を 同条第一項に規定する勤務時間で除し て得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする</p>

<p>(育児短時間勤務職員についての任期付職員条例及び任期付研究員条例の</p>	<p>二項第二号及び学校職員 給与条例第十一条の第三 二項第二号</p>	<p>勤務職員</p>	<p>(平成三年法律第百十号)第十条第一 項に規定する育児短時間勤務をしてい る職員(以下「育児短時間勤務職員」 という。)</p>
<p>県職員給与条例第十三条 第一項及び学校職員給与 条例第十四条第一項</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する</p>	<p>支給する。ただし、育児短時間勤務職 員が、第一号に掲げる勤務で正規の勤 務時間を超えてしたものうち、その 勤務の時間とその勤務をした日におけ る正規の勤務時間との合計が八時間に 達するまでの間の勤務にあつては、同 条に規定する勤務一時間当たりの給与 額に百分の百(その勤務が午後十時か ら翌日の午前五時までの間である場合 は、百分の百二十五)を乗じて得た額 とする</p>
<p>県職員給与条例第十七条 第四項</p>	<p>給料</p>	<p>給料</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>県職員給与条例第十七条 第五項及び第十七条の四 第三項並びに学校職員給 与条例第二十条第四項及 び第五項並びに第二十一 条第三項</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額</p>	<p>給料の月額を算出率で除して得た額</p>
<p>県職員給与条例第十七条 第五項</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額</p>	<p>給料月額を算出率で除して得た額</p>
<p>県職員給与条例第十七条 第六項及び学校職員給与 条例第二十条第六項</p>	<p>人事委員会規 則</p>	<p>人事委員会規 則</p>	<p>育児短時間勤務職員の勤務時間を考慮 して人事委員会規則</p>

特例

第十六条 育児短時間勤務職員についての一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号。以下「任期付職員条例」という。)及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第三号。以下「任期付研究員条例」という。)の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

任期付職員条例第七条第二項及び任期付研究員条例第五条第三項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額 は、その者の受ける号給に応じた額 に、勤務時間条例第二条第二項の規定 により定められたその者の勤務時間を 同条第一項に規定する勤務時間で除し て得た数(以下「算出率」という。) を乗じて得た額とする
任期付職員条例第七条第三項及び任期付研究員条例第五条第四項	相当する額と	相当する額にそれぞれ算出率を乗じて 得た額と

(育児短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

第十七条 退職手当条例第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、育児短時間勤務をした期間は、同条例第六条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。

2 育児短時間勤務をした期間についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

3 育児短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の基礎となる給料月額、育児短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料月額とする。

(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をし、又はした職員につい

ての準用)

第十八条 第十五条及び第十六条の規定は、育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員について準用する。

2 前条の規定は、前項の短時間勤務をした職員について準用する。  
(任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の特例)

第十九条 任期付短時間勤務職員についての県職員給与条例及び学校職員給与条例の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

県職員給与条例第四条の二及び学校職員給与条例第六条の二	再任用職員で 地方公務員法 第二十八条の 第五項に規 定する短時間 勤務の職を占 めるもの(以下 「再任用短時 間勤務職員」 という。)	地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成三年法律第百十号)第十八条第 一項の規定により採用された同項に規 定する短時間勤務職員(以下「任期付 短時間勤務職員」という。)
県職員給与条例第十条第二項第二号及び第十三条第二項並びに学校職員給与条例第十一条の三第二項第二号及び第十四条第二項	再任用短時間 勤務職員	前条の規定により決定された 任期付短時間勤務職員

県職員給与条例第十七条の六及び学校職員給与条例第二十三条の二

再任用職員

任期付短時間勤務職員

(育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員の任用に係る任期の更新)  
**第二十条** 第六条の規定は、任期付短時間勤務職員の任期の更新について準用する。

第六条の見出しを「(育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整)」に改め、同条中「場合には、当該育児休業をした期間の二分の一に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日又はその日から一年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整することができる」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を百分の百以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日からその日後における最初の昇給日の前日までのいずれかの日及び当該昇給日又はこれらのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる」に改め、同条を第八条とする。

第五条の三の見出しを「(育児休業をしている職員の期末手当等の支給)」に改め、同条を第七条とする。

第五条の二の見出しを「(育児休業に伴う任期付採用に係る任期の更新)」に改め、同条を第六条とする。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

**第二条** 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年佐賀県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第十八条第一項又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」に改め、同項を同条第四項とし、

同条第二項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第二十八条の四第一項若しくは第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第十七条の規定による短時間勤務の内容)にあつては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第三条第一項中「任命権者は」の下に、「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日設けるものとし」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、」に改め、同条第二項中「ただし」の下に、「育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を加える。

第四条第二項中「八日(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上。以下この項において同じ。)の週休日」を「八日の週休日(育児短時間勤務職員等にあつては八日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては八日以上)の週休日」に、「必要により、四週間ごとの期間につき八

日」を「必要(育児短時間勤務職員等にあつては、当該育児短時間勤務等の内容)により、四週間ごとの期間につき八日(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、八日以上)」に改め、「週休日」の下に「(育児短時間勤務職員等にあつては、四週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日)」を加える。

第七条を次のように改める。

(早出遅出勤務)

第七条 任命権者は、次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児、介護又は修学を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。第四項において同じ。)をさせるものとする。

一 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

二 小学校に就学している子を養育する職員であつて、人事委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、第二十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項及び次条第二項において「要介護者」という。)を介護する職員について準用する。この場合において、前項中「次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する)」とあるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定

めるところにより、当該要介護者を介護する」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定は、職員の修学部分休業に関する条例(平成十七年佐賀県条例第七号)第二条第二項に規定する教育施設において、公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員について準用する。この場合において、第一項中「次に掲げる職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)」が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「公務に関する能力の向上に資すると認められる修学をする職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該修学の」と読み替えるものとする。

4 前三項に規定するもののほか、早出遅出勤務の請求手続その他の早出遅出勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第七条の二第二項中「第二十四条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下この項において「要介護者」という。)」を「要介護者」に改める。

第八条中「正規の勤務時間」を「第二条から第五条までに規定する勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)」に改める。

第十条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員」に改める。

(一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第三条 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成十五年佐賀県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号中「第九条第一項」を「第十九条第一項」に改める。

第九条中「地方公務員法」を「再任用職員で地方公務員法」に、「占める職員」を「占めるもの」に改める。

附 則

(施行期日)